

172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務

役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務	図面番号	1/3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

- 1 役務件名：172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務
- 2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地
- 3 役務概要：練馬駐屯地内吸収式冷凍機の冷房イン・オフ及び暖房イン点検 一式
- 4 履行期限：令和7年3月31日

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
- ・(財)建築保全センター編集建築保全共通仕様書
 - ・(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業を含む。)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 本役務は、役務完了後1年間を補償期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

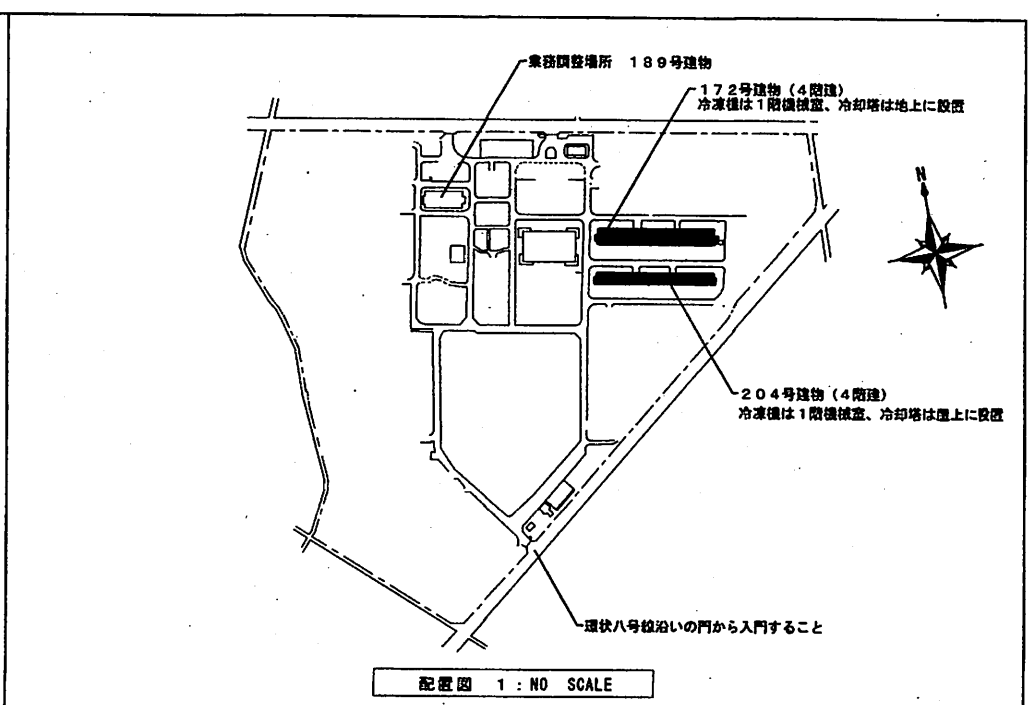
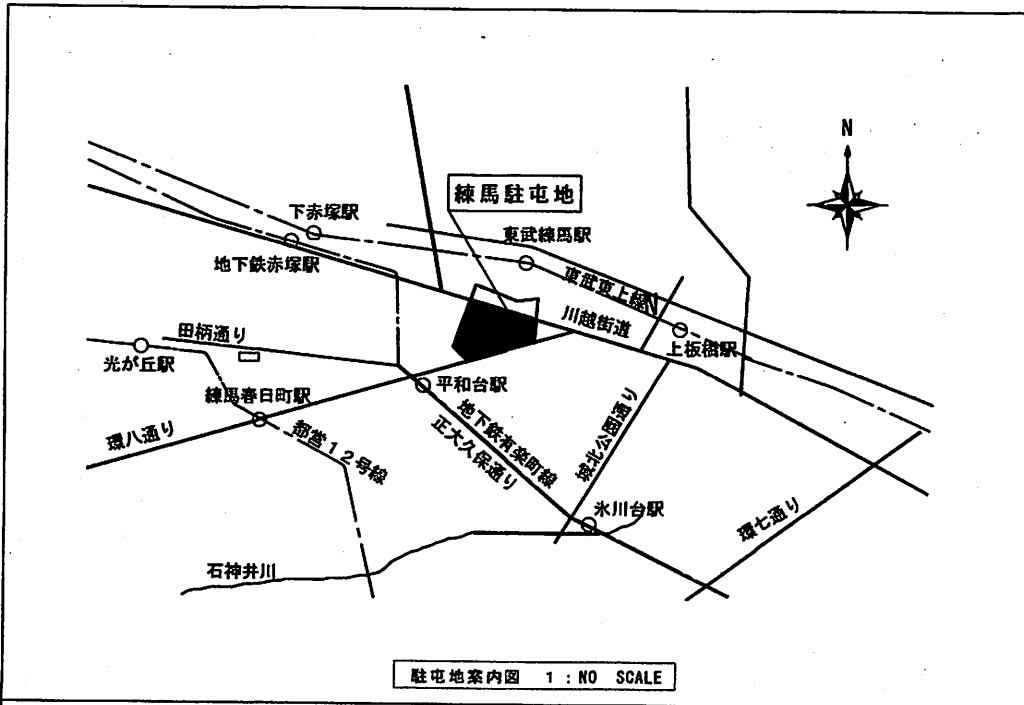
- (1) 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者(メーカーの技術員認定証を有する者又は同等の資格を有している者)が作業を実施する。
- (2) 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

- (3) 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。
- (4) 冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。なお、各設備機器の試運転に必要なバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。
- (5) 保守点検終了後、(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。
- (6) 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等资料を速やかに監督官へ提出する。
- (7) 保守点検の作業期間は下表に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から令和6年6月20日までの間
冷房オフ及び暖房イン点検	令和6年10月15日から11月15日までの間

- (8) 標準仕様書に記載されている以外に、下記項目を実施する。
- ① 冷房イン点検時に、冷却塔等、冷却水系統の簡易化学洗浄(ワグ材付属菌及びスケール対策)
 - ② 冷房オフ点検時に、冷凍機本体の伝熱管のブラシ洗浄・薬液洗浄

役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務	図面番号	2/3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



保守点検機器一覧表

設置場所	保守点検機器				冷房イン	冷房オフ	暖房イン	共通仕様書 第2編第4章 該当箇所	標準仕様書に記載外の実施事項
	機器名	メーカー型式	性能	台数					
172号建物	吸収冷凍機	川崎冷熱工業 SLB-180A	553.58kw 157.4USRT	1	○	○		4.3.4	1 冷房イン点検時、冷却水系統及び冷水チューブの簡易化学洗浄実施。 その際使用する薬品は、下記を標準とし良好な状態になるまで実施。 冷却塔には、循環洗浄3時間1回、フロー及び水張り2回を基準。 簡易化学洗浄の最中、適宜に冷却塔及びストレーナーの洗浄を実施。 ・洗浄用薬品(ジョウフニウシヨウカリナツガ又は同等品以上) ・防食材(ジョウフニウVC-2L又は同等品以上) 2 吸収液の分析結果に異状があれば、調整の経費見積を提出。 3 冷房オフ点検時、吸収冷凍機の熱交換器に対しチューブ洗浄実施。 同時に以下の部品交換。 ・水加パッキン(蒸発器・吸収器4枚+凝縮器2枚/機×2機)交換 ・ゴムリング(N型EPDM125A×1個+同150A×1個/機×2機)交換
	冷却塔	空研工業 SKB-160PGR	1,018.7kw 2,660L/min(地上)	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エバラ 100×50 FS4K 511		2	○		○	4.4.7	
	冷却水ポンプ	エバラ 125×100 FS4KC 511		1	○	○		4.4.7	
204号建物	吸収冷凍機	川崎冷熱工業 SLB-100A	224.45kw 64.0USRT	1	○	○		4.3.4	
	冷却塔	空研工業 SKB-69PoRG	431.4kw 1,150L/min(屋上)	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	川本 F1005 M5.5		2	○		○	4.4.7	
	冷却水ポンプ	川本 F1005 M5.5		1	○	○		4.4.7	

役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図・保守点検機器一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			